



長野県報

7月18日(火)
平成29年
(2017年)
第2892号

目 次

条 例

長野県職員退職手当条例の一部を改正する条例（人事課）	3
職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（人事課）	4
長野県県税条例の一部を改正する条例（税務課）	5
公立大学法人長野県立大学評価委員会条例（県立大学設立準備課）	7
長野県立大学入学料等徴収条例（県立大学設立準備課）	8
勤労者福祉施設条例の一部を改正する条例（労働雇用課）	8
長野県都市公園条例の一部を改正する条例（都市・まちづくり課）	8
長野県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（義務教育課）	9

規 則

長野県県税に関する規則の一部を改正する規則（税務課）	9
長野県職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局）	9

告 示

消防団員等顕彰金及び殉職者特別顕彰金支給要綱の一部改正（消防課）	10
平成29年3月31日専決処分した平成28年度補正予算の要領（財政課）	11
平成29年7月7日成立した平成29年度補正予算の要領（財政課）	11
都市計画事業の事業計画の変更認可（生活排水課）	12
公共測量の実施（2件）（建設政策課）	12

公 告

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による届出及び届出書の縦覧（4件）（産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室）	13
開発行為に関する工事の完了（都市・まちづくり課）	17

本号で公布された条例のあらまし

◇ 長野県職員退職手当条例の一部を改正する条例（条例第34号）

- 1 雇用保険法の一部改正に伴い、退職時に支給された退職手当の額が同法の規定による失業等給付相当額に満たない場合に支給される「失業者の退職手当」について、次のとおり改正を行いました。
 - (1) 災害の被害を受けて退職を余儀なくされた者等に係る所定給付日数を延長しました。
 - (2) 公共職業安定所の紹介による就職の場合に支給される移転費相当額について、地方公共団体又は職業紹介事業者の紹介による場合を追加しました。
- 2 この条例は、公布の日（一部の規定は、平成30年1月1日）から施行します。

◇ 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（条例第35号）

- 1 民間労働者の育児休業の拡充に合わせ、地方公務員の育児休業等に関する法律が一部改正されたことに伴い、非常勤職員について、子が2歳に達する日まで育児休業を取得できる場合を定めるほか、所要の改正を行いました。
- 2 この条例は、平成29年10月1日（一部の規定は、公布の日）から施行します。

◇ 長野県県税条例の一部を改正する条例（条例第36号）

- 1 地方税法等の一部改正に伴い、次のとおり改正するほか、所要の改正を行いました。
 - (1) 不動産取得税の課税標準の特例の見直し
家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業（利用定員5人以下）の用に直接供する家屋の課税標準の軽減割合を3分の2（改正前：地方税法により2分の1と規定）としました。
 - (2) 自動車取得税・自動車税の税率の特例の見直し
環境負荷の小さい自動車を対象とした税率軽減の特例措置について、対象をより環境性能に優れた自動車へ重点化するとともに、適用期限を次のとおり延長しました。
ア 自動車取得税の特例措置 平成31年3月31日（改正前：平成30年3月31日）
イ 自動車税の特例措置 平成31年3月31日（改正前：平成29年3月31日）
- 2 この条例は、公布の日（一部の規定は、平成30年1月1日、同年4月1日、平成31年1月1日）から施行します。

◇ 公立大学法人長野県立大学評価委員会条例（条例第37号）

- 1 地方独立行政法人法に基づき、法人の業務実績の評価に関する事務等を処理させるため設置する公立大学法人長野県立大学評価委員会の組織及び委員その他の職員その他委員会に関し必要な事項を定めました。
- 2 この条例は、公布の日から施行します。

◇ 長野県立大学入学料等徴収条例（条例第38号）

- 1 平成30年4月1日に開学予定の長野県立大学の初年度の入学生に係る入学料及び入学審査料の徴収に関し必要な事項を定めました。
- 2 この条例は、公布の日から施行します。

◇ 勤労者福祉施設条例の一部を改正する条例（条例第39号）

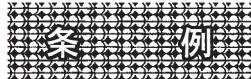
- 1 長野県松本勤労者福祉センターを廃止し、松本市へ移管することに伴い、所要の改正を行いました。
- 2 この条例は、平成30年4月1日から施行します。

◇ 長野県都市公園条例の一部を改正する条例（条例第40号）

- 1 都市公園法の一部改正に伴い、同法を引用している規定について所要の改正を行いました。
- 2 この条例は、公布の日から施行します。

◇ 長野県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第41号）

- 1 平成22年度分及び平成23年度分の子ども手当について、返還請求も含め、今後の事務が想定されなくなったため、当該子ども手当に関する規定を削除しました。
- 2 この条例は、公布の日から施行します。



長野県職員退職手当条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成29年7月18日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第34号

長野県職員退職手当条例の一部を改正する条例

長野県職員退職手当条例（昭和28年長野県条例第67号）の一部を次のように改正する。

第10条第10項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) その者が次のいずれかに該当する場合

- ア 特定退職者であつて、雇用保険法第24条の2第1項各号に掲げる者に相当する者として人事委員会の定める者のいずれかに該当し、かつ、退職時の任命権者が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法（昭和22年法律第141号）第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適當であると認めたもの
- イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として人事委員会の定める者に該当し、かつ、退職時の任命権者が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適當であると認めたもの

第10条第11項第5号中「公共職業安定所」の次に「、職業安定法第4条第8項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者」を加える。

附則第33項の次に次の1項を加える。

34 平成34年3月31日以前に退職した職員に対する第10条第10項の規定の適用については、同項中の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替えられる字句	読み替える字句
第28条まで	第28条まで及び附則第5条
(2) その者が次のいずれかに該当する場合 ア 特定退職者であつて、雇用保険法第24条の2第1項各号に掲げる者に相当する者として人事委員会の定める者のいずれかに該当し、かつ、退職時の任命権者が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法（昭和22年法律第141号）第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適當であると認めたもの イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として人事委員会の定める者に該当し、かつ、退職時の任命権者が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適當であると認めたもの	(2) その者が次のいずれかに該当する場合 ア 特定退職者であつて、雇用保険法第24条の2第1項各号に掲げる者に相当する者として人事委員会の定める者のいずれかに該当し、かつ、退職時の任命権者が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法（昭和22年法律第141号）第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適當であると認めたもの イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として人事委員会の定める者に該当し、かつ、退職時の任命権者が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適當であると認めたもの ウ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、退職時の任命権者が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適當であると認めたもの（アに掲げる者を除く。）

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第10条第11項第5号の改正規定及び附則第3項の規定は、平成30年1月1日から施行す

る。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の長野県職員退職手当条例（以下この項及び次項において「新条例」という。）第10条第10項（第2号に係る部分に限り、新条例附則第34項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した長野県職員退職手当条例第2条に規定する職員をいう。次項において同じ。）であって長野県職員退職手当条例第10条第1項第2号に規定する所定給付日数から同項に規定する待期日数を減じた日数分の同項の退職手当又は同号の規定の例により雇用保険法（昭和49年法律第116号）の規定を適用した場合におけるその者に係る同号に規定する所定給付日数に相当する日数分の同条第3項の退職手当の支給を受け終わった日が平成29年4月1日以後であるものについて適用する。
- 3 退職職員であって雇用保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第14号）第4条の規定による改正後の職業安定法（昭和22年法律第141号）第4条第8項に規定する特定地方公共団体又は同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介により職業に就いたものに対する新条例第10条第11項（第5号に係る部分に限り、長野県職員退職手当条例第10条第15項において準用する場合を含む。）の規定は、当該退職職員が当該紹介により職業に就いた日が平成30年1月1日以後である場合について適用する。

人事課

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を
ここに公布します。

平成29年7月18日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第35号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成4年長野県条例第1号）の
一部を次のように改正する。

第2条第3号のアの(イ)中「第2条の3」の次に「、第2条の4」
を加え、「日」を「日（以下「1歳6か月到達日」という。）（第2
条の4に定める場合に該当するときは、当該子が2歳に達する日）」
に改め、同号のウを同号のエとし、同号のイの次に次のように加える。

ウ 第2条の4に定める場合に該当する非常勤職員であって、
その養育する子が2歳に達する日までに、その任期（任期が
更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること
及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでないもの
(その養育する子の1歳6か月到達日において育児休業をし
ているものに限る。)

第2条の3第2号中「この条」の次に「及び次条」を加え、同条
第3号中「が1歳6か月に達する日」を「の1歳6か月到達日」に
改める。

第2条の4を第2条の5とし、第2条の3の次に次の1条を加え
る。

(法第2条第1項の条例で定める場合)

第2条の4 法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月か
ら2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の
1歳6か月到達日の翌日（当該子の1歳6か月到達日後の期間に
おいてこの条に定める場合に該当してその任期の末日を育児休業
の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当
該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採
用されるものにあっては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続
き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしよ
うとする場合であって、次に掲げる場合のいずれにも該当すると

きとする。

(1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達
日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶
者が当該子の1歳6か月到達日において法定育児休業をしてい
る場合

(2) 当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をす
ることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として
人事委員会が定める場合に該当する場合

第3条第5号中「その他」を「、育児休業に係る子について児童
福祉法第39条第1項に規定する保育所若しくは就学前の子どもに
関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法
律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園における保育又は
児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等による保育の
利用（次条及び第7条第6号において「保育の利用」という。）を
希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことそ
の他」に改め、同条第6号中「場合」を「場合又は第2条の4に定
める場合」に改める。

第4条中「その他」を「、育児休業に係る子について保育の利用
を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと
その他」に改める。

第7条第6号中「その他」を「、育児短時間勤務に係る子につ
いて保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行
われないことその他」に改める。

附 則

この条例は、平成29年10月1日から施行する。ただし、第3条第
5号、第4条及び第7条第6号の改正規定は、公布の日から施行す
る。

人事課

長野県県税条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成29年7月18日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第36号

長野県県税条例の一部を改正する条例

長野県県税条例（昭和25年長野県条例第41号）の一部を次のように改正する。

第21条の3中「第32条第13項の申告書」を「第32条第13項に規定する特定配当等申告書」に、「第32条第15項の申告書」を「第32条第15項に規定する特定株式等譲渡所得金額申告書」に改める。

第21条の4第1号のアの表の(7)及び(1)中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改め、同表の(カ)のa中「5万円」の次に「(当該納税義務者の前年の合計所得金額が900万円を超える場合に4万円、当該納税義務者の前年の合計所得金額が950万円を超える場合に1,000万円以下である場合には2万円)」を加え、同(カ)のb中「10万円」の次に「(当該納税義務者の前年の合計所得金額が900万円を超える場合に6万円、当該納税義務者の前年の合計所得金額が950万円を超える場合に1,000万円以下である場合には3万円)」を加え、同表の(キ)中「で、前年の合計所得金額が1,000万円以下であるもの」を削り、「者を除く」を「ものを除き、前年の合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る」に改め、同(キ)のa中「5万円」の次に「(当該納税義務者の前年の合計所得金額が900万円を超える場合に4万円、当該納税義務者の前年の合計所得金額が950万円を超える場合に1,000万円以下である場合には2万円)」を加え、同(キ)のb中「3万円」の次に「(当該納税義務者の前年の合計所得金額が900万円を超える場合に2万円、当該納税義務者の前年の合計所得金額が950万円を超える場合に1万円)」を加える。

第40条の2の3を第40条の2の4とし、第40条の2の2を第40条の2の3とし、第40条の2を第40条の2の2とし、第40条の次に次の1条を加える。

(家庭的保育事業等の用に供する家屋の取得に対する不動産取得税の課税標準の特例に係る割合)

第40条の2 法第73条の14第11項から第13項までに規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

第141条第1項中「対し」を「について」に改め、同項第2号及び第4号中「控除対象配偶者又は同項第8号」を「同一生計配偶者又は同項第9号」に改める。

第144条第2項第1号のア中「電気供給業」の次に「(電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第2号に規定する小売電気事業(これに準ずるものと含む。)を除く。第145条の2第1号において同じ。)」を加える。

第145条及び第145条の2中「第40条の2の2」を「第40条の2の3」に改める。

附則第2条第1項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に、「によって」を「により」に改める。

附則第4条の4第1項第2号のウ中「第10条の5の3」を「第10条の5の4」に改める。

附則第5条第1項中「平成30年度」を「平成33年度」に改める。

附則第14条第1項及び第3項中「第40条の2の2」を「第40条の2の3」に改める。

附則第16条第4項中「第40条の2の3第1項」を「第40条の2の

4第1項」に改める。

附則第16条の3中「法第388条第1項の」を削り、「の修正基準」を「に規定する修正基準」に改める。

附則第17条の2の2第2項中「ガソリン自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、法附則第12条の2第2項第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。以下この条において同じ。(車両総重量(道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量をいう。以下この条及び附則第17条の6第3項において同じ。)が2.5トン以下のバス又はトラックであつて、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第1項に規定するものに限る。))」を「次に掲げる自動車」に、「平成30年3月31日」を「平成31年3月31日」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 次に掲げるガソリン自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、法附則第12条の2第2項第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。以下この条において同じ。)

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第1項に規定するもの

(7) 次のいずれかに該当すること。

a 道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準(以下この条において「排出ガス保安基準」という。)で施行規則附則第4条の4第10項に規定するもの(以下この条において「平成30年ガソリン軽中量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第4条の4第11項に規定するもの(以下この条において「平成17年ガソリン軽中量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(1) エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和54年法律第49号)第80条第1号のイに規定するエネルギー消費効率(以下「エネルギー消費効率」という。)が同法第78条第1項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して施行規則附則第4条の4第12項に規定するエネルギー消費効率(以下この項及び第4項において「基準エネルギー消費効率」という。)であつて平成32年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条において「平成32年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の130を乗じて得た数値以上であること。

イ 車両総重量(道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量をいう。以下この条及び附則第17条の6第3項において同じ。)が2.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第2項に規定するもの

(7) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定め

る窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(4) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の120を乗じて得た数値以上であること。

(2) 石油ガス自動車（液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、法附則第12条の2第2項第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。以下この条において同じ。）のうち、次のいずれにも該当する乗用車で施行規則附則第4条の5第3項に規定するもの

ア 次のいずれかに該当すること。

(7) 道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以後に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第4条の4第15項に規定するもの（以下この条において「平成30年石油ガス軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(4) 道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以後に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第4条の4第16項に規定するもの（以下この条において「平成17年石油ガス軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

イ エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の130を乗じて得た数値以上であること。

附則第17条の2の2第3項中「平成30年3月31日」を「平成31年3月31日」に改め、同項第1号のア中「附則第4条の5第2項」を「附則第4条の5第4項」に改め、同号のイ中「附則第4条の5第3項」を「附則第4条の5第5項」に改め、同項第2号のア中「附則第4条の5第4項」を「附則第4条の5第6項」に改め、同号のイ中「附則第4条の5第5項」を「附則第4条の5第7項」に改め、同号のウ中「附則第4条の5第6項」を「附則第4条の5第8項」に改め、同項第4項中「平成30年3月31日」を「平成31年3月31日」に改め、同項第1号のア中「附則第4条の5第7項」を「附則第4条の5第9項」に改め、同アの(4)中「基準エネルギー消費効率であつて平成32年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「」及び「」という。）」を削り、同号のイ中「附則第4条の5第8項」を「附則第4条の5第10項」に改め、同項第2号中「（液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、法附則第12条の2第2項第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。第6項及び第8項において同じ。）」を削り、「附則第4条の5第9項」を「附則第4条の5第11項」に改め、同号のアの(7)中「道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以後に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第4条の4第15項に規定するもの（以下この条において「」及び「」という。）」を削り、同アの(4)中「道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以後に適用されるべ

きものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第4条の4第16項に規定するもの（以下この条において「」及び「」という。）」を削り、同項第5項中「平成30年3月31日」を「平成31年3月31日」に改め、同項第1号のア中「附則第4条の5第10項」を「附則第4条の5第12項」に改め、同号のイ中「附則第4条の5第11項」を「附則第4条の5第13項」に改め、同項第2号のア中「附則第4条の5第12項」を「附則第4条の5第14項」に改め、同号のイ中「附則第4条の5第13項」を「附則第4条の5第15項」に改め、同号のウ中「附則第4条の5第14項」を「附則第4条の5第16項」に改め、同項第6項中「平成30年3月31日」を「平成31年3月31日」に改め、同項第1号のア中「附則第4条の5第15項」を「附則第4条の5第17項」に改め、同号のイ中「附則第4条の5第16項」を「附則第4条の5第18項」に改め、同項第2号中「附則第4条の5第17項」を「附則第4条の5第19項」に改め、同項第7項中「平成30年3月31日」を「平成31年3月31日」に改め、同項第1号のア中「附則第4条の5第18項」を「附則第4条の5第20項」に改め、同号のイ中「附則第4条の5第19項」を「附則第4条の5第21項」に改め、同項第2号のア中「附則第4条の5第20項」を「附則第4条の5第22項」に改め、同号のイ中「附則第4条の5第21項」を「附則第4条の5第23項」に改め、同号のウ中「附則第4条の5第22項」を「附則第4条の5第24項」に改め、同項第8項中「平成30年3月31日」を「平成31年3月31日」に改め、同項第1号のア中「附則第4条の5第23項」を「附則第4条の5第25項」に改め、同アの(4)を次のように改める。

(1) エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率以上であること。

附則第17条の2の2第8項第1号のイ中「附則第4条の5第24項」を「附則第4条の5第26項」に改め、同項第2号中「附則第4条の5第25項」を「附則第4条の5第27項」に改める。

附則第17条の6第1項第1号中「平成16年3月31日」を「平成18年3月31日」に改め、同項第2号中「平成18年3月31日」を「平成20年3月31日」に改め、同項第3項第2号中「第4号及び第5号」を「以下この項及び第5項」に改め、「この号」の次に「及び第5項第2号」を加え、「同項第8項」を「同項第2項」に改め、同項第3号中「いう」の次に「。第5項第3号において同じ」を加え、同項第4号中「定められたもの」の次に「（第5項及び第6項において「平成32年度基準エネルギー消費効率」という。）」を、「もの（次項）の次に「から第6項まで」を加え、「同項第9項」を「同項第6項」に改め、同項第5号中「除く」の次に「。第5項第5号において同じ」を加え、「附則第5条の2第10項」を「附則第5条の2第7項」に改め、「規定するもの」の次に「（第5項第5号において「平成21年軽油軽中量車基準」という。）」を加え、同項第4項中「附則第5条の2第11項」を「附則第5条の2第8項」に改め、同項第5項中「前2項」を「第3項から前項まで」に改め、同項を同項第7項とし、同項第4項の次に次の2項を加える。

5 次に掲げる自動車に対する第57条の規定の適用については、当該自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31までの間に新車新規登録を受けた場合には平成30年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31までの間に新車新規登録を受けた場合には平成31年度分の自動車税に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(1) 電気自動車

(2) 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第5条の2第9項に規定するものに適合するもの又は平成21年天然ガス車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので同条第10項に規定するもの

(3) 充電機能付電力併用自動車

(4) エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の130を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で施行規則附則第5条の2第11項に規定するもの（次項において「平成30年窒素酸化物排出許容限度」という。）の2分の1を超えないもので施行規則附則第5条の2第12項に規定するもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので施行規則附則第5条の2第13項に規定するもの

(5) 軽油を内燃機関の燃料として用いる乗用車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第5条の2第14項に規定するものに適合するもの又は平成21年轻油軽中量車基準に適合するもの

6 エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年窒素酸化物排出許容限度の2分の1を超えないもので施行規則附則第5条の2第15項に規定するもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので施行規則附則第5条の2第16項に規定するもの（前項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対する第57条の規定の適用については、当該自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成30年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成31年度分の自動車税に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第4条の4第1項第2号のウの改正規定 平成30年1月1日

(2) 附則第17条の2の2第2項から第8項までの改正規定及び附則第5項の規定 平成30年4月1日

(3) 第21条の4第1号のアの表並びに第141条第1項第2号及び第4号の改正規定並びに附則第2条第1項の改正規定並びに附則第3項の規定 平成31年1月1日

(県民税に関する規定の適用)

2 この条例による改正後の長野県県税条例（以下「新条例」という。）第21条の3の規定は、平成29年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成28年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

3 新条例第21条の4第1号のアの表及び附則第2条第1項の規定

は、平成31年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成30年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。
(不動産取得税に関する規定の適用)

4 新条例第40条の2の規定は、この条例の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(自動車取得税に関する規定の適用)

5 新条例附則第17条の2の2第2項から第8項までの規定は、平成30年4月1日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、同日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する規定の適用)

6 新条例附則第17条の6第1項及び第3項から第7項までの規定は、平成29年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成28年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

(課税免除等に関する規定の適用)

7 新条例第144条第2項第1号のア及び第145条の2第1号のアの規定は、平成29年4月1日以後に新設し、又は増設した設備について適用し、同日前に新設し、又は増設した設備については、なお従前の例による。

税務課

公立大学法人長野県立大学評価委員会条例をここに公布します。

平成29年7月18日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第37号

公立大学法人長野県立大学評価委員会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第11条第3項の規定により、公立大学法人長野県立大学評価委員会（以下「委員会」という。）の組織及び委員その他の職員その他委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、学識経験者のうちから知事が任命する。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員)

第4条 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、学識経験者のうちから知事が任命する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員が互選する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員が、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。
- 2 委員会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したもののが過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(補則)

第7条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- (特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)
- 2 特別職の職員の給与に関する条例（昭和27年長野県条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表第3の3中「行政不服審査会の委員及び専門委員」

を「行政不服審査会の委員及び専門委員
公立大学法人長野県立大学評議委員会の
委員及び臨時委員」に改める。

県立大学設立準備課

長野県立大学入学料等徴収条例をここに公布します。

平成29年7月18日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第38号

長野県立大学入学料等徴収条例

(入学料及び入学審査料の納入)

第1条 長野県立大学（県が長野市に設置を予定している大学をいう。以下この条において同じ。）に入学する者は入学料を、長野県立大学の入学審査を受けようとする者は入学審査料を納入しなければならない。

(入学料及び入学審査料の額)

第2条 入学料及び入学審査料の額は、別表のとおりとする。

(入学料及び入学審査料の還付)

第3条 既に納入した入学料及び入学審査料は、還付しない。

(補則)

第4条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- (この条例の失効)
- 2 この条例は、平成30年3月31日限り、その効力を失う。

(別表) (第2条関係)

入学料	入学審査料
円 県内の者 141,000	円 17,000
県外の者 423,000	

(備考) 1 「県内の者」とは、次のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 本人又はその配偶者若しくは1親等の親族が入学する年の前年の4月1日から引き続き県内に住所を有する者
- (2) (1)に掲げる者に準ずる者として知事が特に認めた者
- 2 「県外の者」とは、1以外の者をいう。

県立大学設立準備課

勤労者福祉施設条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成29年7月18日

長野県知事 阿部 守一
長野県条例第39号

勤労者福祉施設条例の一部を改正する条例

勤労者福祉施設条例（昭和42年長野県条例第10号）の一部を次のように改正する。

第3条の表の長野県松本勤労者福祉センターの項を削る。

別表の1の(1)のアの長野県飯田勤労者福祉センターの項中

長野県飯田勤労者福祉センター	音楽室
	第1視聴覚室
	第2視聴覚室
	第1研修室
	第2研修室
	第3研修室
	第4研修室
	第1和室
	第2和室

音楽室
第1視聴覚室
第2視聴覚室
第1研修室
第2研修室
第3研修室
第4研修室
第1和室
第2和室

に改め、同アの

長野県松本勤労者福祉センターの項を削り、同(1)のイ中「(長野県松本勤労者福祉センター大会議室にあつては、100分の250)」を削り、同1の(2)のイ中「(長野県松本勤労者福祉センター大会議室にあつては、100分の375)」を削る。

別表の3を削り、同表の4を同表の3とし、同表の5を同表の4とし、同表の6を同表の5とする。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

労働雇用課

長野県都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成29年7月18日

長野県知事 阿部 守一
長野県条例第40号

長野県都市公園条例の一部を改正する条例

長野県都市公園条例（昭和41年長野県条例第23号）の一部を次のように改正する。

第30条中「第5条の3」を「第5条の11」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

都市・まちづくり課

長野県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成29年7月18日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第41号

長野県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

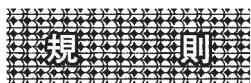
長野県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成11年長野県条例第54号)の一部を次のように改める。

第2条第1項第1号中「第27条第1項」を「第27条」に改め、同項第3号及び第4号を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

義務教育課



長野県県税に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成29年7月18日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第32号

長野県県税に関する規則の一部を改正する規則

長野県県税に関する規則(昭和34年長野県規則第67号)の一部を次のように改める。

第61条の3中「第40条の2第2項」を「第40条の2の2第2項」に改める。

様式第82号の3中「第40条の2第1項」を「第40条の2の2第1項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

税務課

長野県職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成29年7月18日

長野県人事委員会委員長 林 新一郎

長野県人事委員会規則第10号

長野県職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則

長野県職員の退職手当に関する規則(昭和50年長野県人事委員会

規則第15号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第10条第1項」の次に「及び第10項」を加える。

第6条の2第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 退職手当条例第5条第1項第2号に規定する者

(2) 退職手当条例第8条の2第5項に規定する認定を受けて同条

第8項第3号に規定する退職すべき期日に退職した者

第6条の2第6号を削る。

第8条の次に次の1条を加える。

(個別延長給付に相当する退職手当を支給することができる者)

第8条の2 退職手当条例第10条第10項第2号のアに規定する人事委員会の定める者のうち次の各号に掲げる者は、当該各号に定める者とする。

(1) 雇用保険法第24条の2第1項第1号に掲げる者に相当する者

退職職員(退職した退職手当条例第2条に規定する職員をいう。以下この項において同じ。)であって、同号に掲げる者に該当するもの

(2) 雇用保険法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者

退職職員であつて、その者を同法第4条第1項に規定する被保険者と、その者が退職の際勤務していた県の事務を同法第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば同号に掲げる者に該当するもの

(3) 雇用保険法第24条の2第1項第3号に掲げる者に相当する者

退職職員であつて、その者を同法第4条第1項に規定する被保険者と、その者が退職の際勤務していた県の事務を同法第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば同号に掲げる者に該当するもの

2 退職手当条例第10条第10項第2号のイに規定する人事委員会の定める者は、前項第2号に定める者とする。

第11条第1項の表の第4条第4項の項、第6条の項及び第8条第1項の項中「第11条」を「第11条第1項」に改め、同条第2項中「、「前条第4項」とあるのは「第11条において準用する第4条第4項」と」を削る。

様式第14号中

認定日数	日	受講日数	日	通所日数	日
特定職種受講日数	日	寄宿日数	日		

を

認定日数	日	受講日数	日
通所日数	日	寄宿日数	日

に改める。

様式第16号中「安定所又は」を「安定所、地方公共団体又は」に改める。

「 様式第20号中 乗車(船)の場所 を 」

「 乗車(船)の場所
(出発空港) に、 下車(船)の場所 を 」